

# 山添村老朽危険空家等解体支援事業補助金交付要綱

令和2年3月31日

山添村告示14号

## (趣旨)

第1条 この要綱は、村民の安全な生活の確保及び村内の景観の保全を図るため、村内に存する倒壊等の恐れのある危険な空家等の解体に係る経費の一部を予算の範囲内において補助することについて、必要な事項を定めるものとする。

## (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空家等 建築物又はこれに附属する工作物であって居住その他の使用がなされていないことが常態であるものをいう。ただし、国又は地方公共団体が所有し、又は管理するものを除く。
- (2) 老朽危険空家等 老朽のまま放置されていることにより、管理不全な状態の空家等で、別表第1に掲げる老朽危険判定基準による各評点の合計が100点以上の空家等をいう。

## (補助対象者)

第3条 補助対象者は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。ただし、村長が特に認めた場合はこの限りでない。

- (1) 老朽危険空家等の所有者（相続人等を含む。）又は所有者の同意を得た者。
- (2) 村税等を滞納していない者。
- (3) 宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第2条第3号に規定する者でないもの。

## (補助対象となる老朽危険空家等)

第4条 補助金の交付対象となる老朽危険空家等は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。ただし、村長が特に認めた場合はこの限りではない。

- (1) 村内に位置しているもの。
- (2) 個人が所有するもの。

- (3) 当該土地及び空家等についてその所有関係が明確であり、所有権以外の権利が設定されていないもの。ただし、権利者から解体及び処分に対して同意を得ているものは除く。
- (4) 当該土地及び空家等に係る一切の権利、権限について、その疑義が解決済みであるもの。
- (5) 公共事業等の補償の対象となっていないもの。
- (6) 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第14条第3項に規定する除却の命令を受けたものでないもの。
- (7) この要綱により既に補助金の交付対象となったものでないもの。

（補助対象工事）

第5条 補助金の交付対象となる工事は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 老朽危険空家等の解体、撤去、運搬及び処分に係る工事（以下「解体事業」という。）であること。
- (2) 業者が施工する解体事業であること。
- (3) 建替えや土地の譲渡を目的としない解体事業であること。

（補助金の額）

第6条 補助金の額は、その内容及び金額が適正と認められる解体事業に要する費用（消費税及び地方消費税の額を除く。）の3分の1以内とし、50万円を上限とする。ただし、千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

（補助金の交付の申請）

第7条 申請者は、解体事業着手前に、老朽危険空家等解体支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類等を添付し、村長に提出しなければならない。

- (1) 位置図
- (2) 現況写真
- (3) 対象空家等の解体事業に要する経費の見積書の写し
- (4) 対象空家等の建物及び土地の登記事項証明書
- (5) その他村長が必要と認めるもの

（補助金の交付決定）

第8条 村長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、当該申請内容の審査及び現地調査等を行い、補助金の交付又は不交付を決定し、その旨を老朽危険空

家等解体支援事業補助金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により、その結果を当該申請者に通知するものとする。

2 村長は、前項の交付決定を受けた者が違法な行為又は提出書類の記載事項に虚偽があると認められたときは、補助金の交付の決定を取り消すことができる。

（交付申請の変更）

第9条 前条の交付決定を受けた者で、補助事業の内容を変更又は中止しようとする者は、老朽危険空家等解体支援事業変更（中止）承認申請書（様式第3号）を村長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 村長は、前項の申請書を受理し、その内容を承認したときは、老朽危険空家等解体支援事業変更（中止）承認通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

（完了報告）

第10条 補助金の交付決定を受けた者は、老朽危険空家等の解体事業が完了したときは、老朽危険空家等解体支援事業完了報告書（様式第5号）に、次に掲げる書類等を添付して村長に提出しなければならない。

- (1) 対象空家等の解体事業に要した経費を証する領収書
- (2) 対象空家等の解体事業後の写真
- (3) 廃棄物処理に関する処分証明書類
- (4) その他村長が必要と認めるもの

2 前項の規定による完了報告の提出期限は、交付決定を受けた会計年度の3月31日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、日曜日又は土曜日（以下「休日等」という。）にあたる場合は、その日前においてその日に最も近い休日等でない日）とする。

（補助金の額の確定）

第11条 村長は、前条の報告を受けた場合は関係書類の審査及び現地調査等を行い、適正と認めるときは補助金の額を確定し、老朽危険空家等解体支援事業補助金交付額確定通知書（様式第6号）により申請者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第12条 前条の通知を受けた申請者は、老朽危険空家等解体支援事業補助金交付請求書（様式第7号）を村長に提出し、補助金の交付を受けるものとする。

(補助金の返還)

第13条 村長は、補助金の交付を受けた者が、虚偽又は不正の申請を行ったと認められるときは、交付決定を取り消し交付した補助金の全部又は一部の返還を求めることができる。

(解体事業後の土地の適正管理)

第14条 老朽危険空家等の解体事業後の土地について、雑草の繁茂や廃棄物の投棄が生じないようにするなど衛生上及び防犯上の十分な配慮のもと適正な管理をしなければならない。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は村長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

老朽危険判定基準

程度	部位	評定内容		評点	最高 得点
構造 一般の 程度	基礎	基礎が建物の地盤の状況に対応して適当な構造 でないもの	10		20
		構造耐力上主要な部分である基礎がないもの	20		
	外壁	外壁の構造が粗悪なもの	25		25
構造の 腐朽又 は破損 の程度	基礎、土 台、柱又 は梁	柱が傾斜しているもの、土台若しくは柱が腐朽 し、又は破損しているもの等小修理を要するもの	25		100
		基礎に不同沈下のあるもの、柱の傾斜が著しいも の、梁が腐朽し、又は破損しているもの、土台又 は柱の数ヶ所に腐朽又は破損があるもの等大修 理を要するもの	50		
		基礎、土台、柱又は梁の腐朽、破損又は変形が著 しく崩壊の危険のあるもの	100		
	外壁	外壁の仕上材料の剥落、腐朽又は破損により、下 地の露出しているもの	15		25
		外壁の仕上材料の剥落、腐朽又は破損により、著 しく下地の露出しているもの又は壁体を貫通す る穴を生じているもの	25		
	屋根	屋根葺き材料の一部に剥落又はずれがあり、雨も りのあるもの	15		50
		屋根葺き材料に著しい剥落があるもの、軒の裏 板、たる木等が腐朽したもの又は軒のたれ下が ったもの	25		
		屋根が著しく変形したもの	50		
	道路の通行人又は隣 接地に対する影響	外壁、屋根材等が道路又は隣接地に落下する等敷 地外に被害を及ぼすおそれがあるもの	25		50
外壁、屋根材等が現に道路又は隣接地に落下して いる状況があるもの		50			
一の評定項目につき該当評定内容が2又は3ある場合においては、当該 評定項目についての評点は、該当評定内容に応ずる各評点のうち最も高 い評点とする。			合計		点